

令和 7 年度脱炭素化広報事業実施業務

業 務 仕 様 書

令和 7 年 2 月

岩手県環境生活部環境生活企画室

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県が実施する「令和7年度脱炭素化広報事業実施業務」（以下「本業務」という。）に関して、岩手県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにするものである。

## 1 本業務の目的

岩手県では、2050年度温室効果ガス排出量の実質ゼロを見据え、令和5年3月に「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」を改訂し、新たな削減目標等を掲げたところ。

削減目標の達成に向けては、県民一人ひとりが脱炭素化につながるライフスタイルに転換することが必要であることから、将来を担うZ世代が中心となり、幅広い世代に対する行動変容を促すための効果的な広報を実施するものである。なお、令和5年度に立ち上げた学生プロジェクトチーム「いわてカーボンフリー・アクション※」（以下、「ICFA」という。）と連携しながら、事業を実施すること。

※ ICFAの活動については、以下岩手県ホームページを参照すること。

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoku/gx/ontai/1069593.html>

## 2 本業務の概要

### (1) 業務の名称

令和7年度脱炭素化広報事業実施業務

### (2) 委託期間及び委託予定額（上限）

ア 委託期間 契約締結日から令和8年3月23日(月)までとする。

イ 委託予定額（上限） 4,749,000円（税込）

### (3) 委託業務内容

#### ア 県民の行動変容を促すための手法の提案

(ア) 県民に対し、脱炭素化につながるライフスタイルへの転換を促す手法を提案すること。なお、提案にあたっては、ICFAと連携し、ICFAの学生の発想を生かしながら、ICFAが主体的に取り組める内容とすること。

(イ) 将来的にICFAが中心となり、県内の脱炭素化に向けた取組が自発的・継続的に行われるよう、ICFAと団体・企業等の連携により、多くの県民の行動変容を促すような内容を提案すること。

#### イ 事業実施及び周知・広報

(ア) アで提案した手法を用い、本広報事業を実施すること。また、事業実施にあたり、県内に広く周知するため、効果的な広報を行うこと。なお、広報の効果を高めるため、本事業が多くのメディアに取り上げられるような手法を提案すること。

(イ) ICFAのInstagram、X、YouTubeアカウントを活用した情報発信を行うこと。なお、ICFAのInstagram、Xについては、概ね1週間に1度は更新するとともに、フォロワー拡大に努めること。

## ウ 効果測定

この事業を実施してから一定期間経過後、年代ごとにどのような行動変容に繋がったか、定量的及び定性的な効果を把握し、報告すること。なお、定量的な効果測定の指標は「行動変容数」とすること。

## エ その他

業務実施にあたり、以下の点に留意すること。

(ア) 将来に渡ってICFAの活動が継続していくよう、ICFAメンバーの拡大に努めること。

(イ) 本事業を実施するにあたり、民間資金等を調達することは構わない。ただし、調達した民間資金等と本委託費が重複しないよう、経費の切り分けを明確化すること。

## (4) 特記事項

県では、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進することを目的としたサイト「いわてわんこ節電所」を運用していることから、(3)の業務を実施する上で連携するよう努めること。

【参考】いわてわんこ節電所 <https://www.co2-diet.com/>

## (5) 参考

ア 県では、「いわて県民計画（2019～2028）」において各施策の推進指標を定めており、「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」においても一体的に推進することとしていることから、本事業を実施する上で参考とすること。

【参考】第2次岩手県地球温暖化対策実行計画

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoku/gx/1067151.html>

イ 環境省において「脱炭素化につながるライフスタイル」への転換について、以下の国民運動を展開していることから、適宜参考とすること。

【参考】デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）

<http://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>

## 3 成果品

提出すべき成果物は、以下のとおりとする。

### ア 実施報告書（本体及び概要版）

実施報告書（本体）には、以下の内容を含むこととする。また、概要版（A3、数ページ）も作成することとし、内容は県と協議すること。

- (ア) 事業実施概要
- (イ) 事業実施体制
- (ウ) 実施状況が確認できる写真等
- (エ) 事業の実績（効果測定を含む）
- (オ) 収支報告

## イ 本業務に係る資料・写真等の電子データ一式

※ 資料・写真等の電子データは、CD-R・USB メモリ等の媒体に収録し、Windows10 上でデータの保存、編集、表示が可能であること。電子データの作成に使用するソフトウェアは、Microsoft Word、Microsoft Excel 及び Microsoft PowerPoint を原則とし、その他のソフトウェアを使用する場合は、別途協議すること。

※ なお、本事業により新たに製作した制作物等の著作権は岩手県に帰属し、岩手県はこれらが無償で自由に二次利用できるものとする。

## 4 契約に関する条件

### (1) 関係者との連携・調整

本業務は、県と十分協議を行いながら進めること。また、本業務の実施に必要な関係者との調整は受託者において行うこと。

### (2) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を岩手県に対して文書で報告しなければならない。

### (3) 再委託の相手方

受託者は、上記「(2) 再委託等の制限イ」により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

### (4) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 岩手県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

イ 岩手県は、上記「(2) 再委託等の制限イ」により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

ウ 受託者は、上記ア及びイによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、岩手県に対して文書により通知しなければならない。

### (5) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から岩手県に移転することとするが、その詳細については、岩手県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。

#### (6) 第三者の著作権やプライバシー権等の侵害等に関する保証

受託者は、県に対し、動画及びSNSでの発信内容が、第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないものであることを保証すること。万一、動画及びSNSでの発信内容に関して、第三者から権利の主張、意義、苦情、対価の請求、損害賠償請求等がなされた場合、受託者は、その責任と負担の下、これに対処、解決するものとし、県は、一切その責を負わない。

#### (7) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

#### (8) 個人情報の保護

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下この項において「法」という。）に基づき、受託者は、個人情報の取り扱いについて、次のとおり安全かつ適切に管理をする。

ア 受託者は、法第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

イ 受託者は、本業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び本業務に従事する者（以下「受託業務従事者」という。）を指定し、県に報告すること。

ウ 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、本業務において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

エ 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も県に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、県の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

オ 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受託業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

カ 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

キ 個人情報の適正な取扱いを確保するため、県は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があります、その場合、受託者は、県の指示に従うこと。

#### (9) その他

本業務の実施にあたり、この仕様書に記載のない事項、またはこの仕様書により難しい事項が生じた場合は、速やかに県と協議を行うこと。